

原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例及び施行規則の一部改正(案)

1 改正の背景

昨今、原子力や火力に極端に依存した電力エネルギー政策を転換するうえで、再生可能エネルギーの普及が社会的に求められています。しかし、自然環境を利用するエネルギーにも関わらず、太陽光発電設備を無秩序に普及させた場合には、環境や景観の破壊につながり、今後大きな問題になることが懸念されます。

原村では、太陽光発電設備の設置については、令和元年に制定した「原村太陽光発電設備の適切な設置等に関する条例」により、原村の良好な景観形成及び生活環境の保全並びに太陽光発電設備設置事業との調和を図り、住民の安全及び安心、また地域社会の発展に寄与することを目的として手続きや基準等を規定しています。それらの規定に基づき、設備が周辺環境等に十分に配慮されたうえで、住民相互理解のもと適正に導入されるように努めてまいりました。

その一方で、当該設備の設置事業においては、災害防止、自然環境、生活環境及び周辺景観等の観点で周辺住民の不安が懸念される事案が散見されています。また、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されたことにより、地域における脱炭素化促進に向けた取組の強化が求められており、再生可能エネルギーの重要性は今後ますます高まるものと受け止めています。

豊かな自然環境に恵まれた本村においては、脱炭素化に向けた取組を推進していく立場ではあるものの、太陽光発電設備の設置については、災害の防止、自然環境、生活環境及び周辺景観等の配慮などを踏まえて、この豊かな自然環境との調和が図られたうえで導入されることが望ましいと考えます。

こうしたことから、太陽光発電設備の設置事業について、自然環境との調和等を求める村の基本的な考え方を明らかにするために「原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」及び「原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則」の一部を改正し、太陽光発電設備の設置を抑制する区域を追加することで、自然環境の保全及び住環境の安全安心が図られたうえで、太陽光発電設備の設置が地域と共生していくことを目指します。

2 主な改正(案)の内容

- ①太陽光発電設備の定義の変更(条例第2条)
- ②太陽光発電設備設置の抑制区域の指定を追加(施行規則第3条)

3 改正（案）の骨子

<p>太陽光発電設備 の定義 (条例第2条)</p>	<p>太陽光発電設備とは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第2条第5項に規定する特定契約により電気事業者に対し供給する再生可能エネルギー発電設備として FIT(固定価格買取制度)の認定を受けて事業を行う設備から、太陽光発電設備を使用して発電した電気を電気事業者に対し供給する事業を行う再生可能エネルギー発電設備で、発電出力10キロワット以上の太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）</p>
<p>抑制区域の追加 (施行規則第3条)</p>	<p>以下の観点から、太陽光発電設備の設置を抑制する区域を追加します。 ・自然環境、生活環境、周辺景観の保全等 ※具体的な区域については、下記「4 追加した抑制区域」のとおりです。</p>

4 追加した抑制区域

<p>(1)ハヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域【長野県屋外広告物条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした良好な景観の形成又は風致の維持を図ることが特に必要とする場所 (ハヶ岳エコーラインの両側各300メートル以内)
<p>(2)屋外広告物禁止地域【長野県屋外広告物条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要がある場所 (①村内を通過する中央自動車道の両側各500メートル以内) (②ズームライン：原村道2016号線の両側各300メートル以内)
<p>(3)砂防指定地域【砂防法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流から人家や公共施設を守るため、また流域の荒廃地域を保全するために指定する区域
<p>(4)農用地区域及び第一種農地【農地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内農地（青地） ・第一種農地（概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地）
<p>(5)原村文化財保護条例に基づき指定された原村史跡、原村名勝、原村天然記念物等や文化財保護法により指定された国史跡など、歴史上また学術上価値のある物や地域に多大な影響を与える場所</p>
<p>(6)地区協定や住民協定等がある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域（地区）で規定が定められている場合には遵守する